

○経済産業省令第八十二号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年十二月十五日

経済産業大臣 萩生田光一

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表（第六条関係）	別表（第六条関係）

第一 〜 四類	第五類
〔略〕	<p>一・二 〔略〕</p> <p>三 医療用試験紙 医療用接着テープ 医療用油紙 栄養補助用飼料添加物 おむつ おむつかバー オブラート ガーゼ カプセル 眼帯 サプリメント 耳帯 食餌療法用飲料又は食品 人工受精用精液 生理帯 生理用タンポン 生理用ナプキン</p>

第一 〜 四類	第五類
〔略〕	<p>一・二 〔略〕</p> <p>三 医療用試験紙 医療用接着テープ 医療用油紙 衛生マスク 栄養補助用飼料添加物 おむつ おむつかバー オブラート ガーゼ カプセル 眼帯 サプリメント 耳帯 食餌療法用飲料又は食品 人工受精用精液 生理帯 生理用タンポン 生理用ナプキン</p>

八類 第七・ 〔略〕	第六類 一～二十四 〔略〕 二十五 金属製記念カップ 金属 製記念たて	
		生理用パンティ 脱脂綿 乳 幼児用飲料又は食品 乳幼児用 粉乳 はえ取り紙 ばんそうこ う 包帯 包帯液 防虫紙 胸 当てパッド 綿棒

八類 第七・ 〔略〕	第六類 一～二十四 〔略〕 〔新設〕	
		理用ナプキン 生理用パンティ 脱脂綿 乳幼児用飲料又は食 品 乳幼児用粉乳 はえ取り紙 ばんそうこう 包帯 包帯液 防虫紙 胸当てパッド 綿棒

第十類	第九類
一 〔略〕	一〇十三 〔略〕 十四 楽器用エフェクター 電子 楽器用自動演奏プログラムを記 憶させた電子回路及びCD-R OM メトロノーム インター ネットを利用して受信し、及び 保存することができる音楽ファ イル 十五 〔略〕 十六 オゾン発生器 十七〇三十一 〔略〕

第十類	第九類
一 〔略〕	一〇十三 〔略〕 十四 電気又は電子楽器用フェイ ザー 電子楽器用自動演奏プロ グラムを記憶させた電子回路及 びCD-ROM メトロノーム インターネットを利用して受 信し、及び保存することができ る音楽ファイル 十五 〔略〕 十六 オゾン発生器 電解槽 十七〇三十一 〔略〕

	<p>二 医療用指サック 衛生マスク おしゃぶり 氷まくら 三角 きん 支持包帯 手術用キヤツ トガツト 吸い飲み スポイト 乳首 氷のう 氷のうつり 哺乳用具 魔法哺乳器</p> <p>三・四 「略」</p> <p>五 医療用手袋 家庭用超音波美 顔器 家庭用電気マツサージ器 しびん 睡眠用耳栓 病人用 差し込み便器 防音用耳栓 耳 かき</p>

	<p>二 医療用指サック おしゃぶり 氷まくら 三角きん 支持包 帯 手術用キヤツトガツト 吸 い飲み スポイト 乳首 氷の う 氷のうつり 哺乳用具 魔 法哺乳器</p> <p>三・四 「略」</p> <p>五 医療用手袋 家庭用電気マツ サージ器 しびん 睡眠用耳栓 病人用差し込み便器 防音用 耳栓 耳かき</p>

第十一 一〇十七 「略」

類 十八 家庭用電熱用品類

衣類乾燥器 加湿器 家庭用  
蒸気式電気美顔器 家庭用電気  
浄水器 家庭浴槽用電気式温水  
浄化器 空気清浄器 除湿機  
扇風機 電解水生成器 電気カ  
ーペット 電気がま 電気コー  
ヒー沸かし 電気こたつ 電気  
こんろ 電気ストーブ 電気足  
温器 電気トースター 電気火  
鉢 電気布団 電気ポット 電  
気毛布 電気冷蔵庫 電気冷凍

第十一 一〇十七 「略」

類 十八 家庭用電熱用品類

衣類乾燥器 加湿器 家庭用  
超音波美顔器 家庭用電気浄水  
器 家庭浴槽用電気式温水浄化  
器 空気清浄器 除湿機 扇風  
機 電解水生成器 電気カーペ  
ット 電気がま 電気コーヒー  
沸かし 電気こたつ 電気こん  
ろ 電気ストーブ 電気足温器  
電気トースター 電気火鉢  
電気布団 電気ポット 電気毛  
布 電気冷蔵庫 電気冷凍庫

二十三 「略」	庫 電気レンジ 電子レンジ 電磁調理器 布団乾燥機 ヘア ドライヤー ホットプレート ルームクーラー レンジフード 十九〜二十一 「略」 二十二 汚水浄化槽 家庭用汚水 浄化槽 家庭用し尿処理槽 ご み焼却炉 し尿処理槽 洗浄機 能付き便座 便器 和式便器用 椅子

二十三 「略」	電気レンジ 電子レンジ 電磁 調理器 布団乾燥機 ヘアドラ イヤー ホットプレート ルー ムクーラー レンジフード 十九〜二十一 「略」 二十二 汚水浄化槽 家庭用汚水 浄化槽 家庭用し尿処理槽 ご み焼却炉 し尿処理槽 洗浄機 能付き便座 洗面所用消毒剤 イスペンサー 便器 和式便器 用椅子

類 第十五	類 第十四	類 第十三	類 第十二
一 樂器 (一) 洋樂器	一〇六 「略」 七 貴金屬製記念カップ 貴金屬製記念たて 八 「略」	一〇六 「略」 七   スターターピストル	「略」

類 第十五	類 第十四	類 第十三	類 第十二
一 樂器 (一) 洋樂器	一〇六 「略」 七 記念カップ 記念たて 八 「略」	一〇六 「略」 「新設」	「略」



---

---

アコーデオンの オーボエ  
オカリナ オルガン オル  
ゴール カスタネット ギタ  
ー クラリネット コルネッ  
ト| コントラバス サキソホ  
ーン シンバル| タンバリン  
チェロ チャイム テイン  
パニー 鉄琴 トライアング  
ル ドラム トランペツト|  
トロンボーン ハープ ハー  
モニカ バイオリン バグパ  
イプ ハンドベル ピアノ  
ビオラ ファゴツト| フルー

---

---

---

---

アコーデオンの オーボエ  
オカリナ オルガン オル  
ゴール カスタネット ギタ  
ー クラリネット 弦| コル  
ネット| コントラバス サキ  
ソホーン 弱音器| シンバル  
タンバリン チェロ チャ  
イム テインパニー 鉄琴  
トライアングル ドラム ド  
ラム用スティック| トランペ  
ツト| トロンボーン ハープ  
ハーモニカ バイオリン  
バグパイプ ハンドベル ピ

---

---

---

---

ト ホルン マンドリン ミ  
ユージツクシンセサイザー  
木琴

(二) ||  
洋楽器の部品及び附属品

弦 弱音器 ドラム用ステ

イツク ピック マウスピー

ス 弓 リード

(三) |  
和楽器

こきゆう 琴 三味線 尺

八 しょう 太鼓 つづみ

ひちりき びわ 横笛

---

---

---

---

アノ ビオラ ピック ファ  
ゴット フルート ホルン  
マウスピース マンドリン  
ミュージックシンセサイザー  
木琴 弓 リード

〔新設〕

(二) |  
和楽器

弦 こきゆう 琴 三味線

尺八 しょう 太鼓 つづ

み つめ ばち ひちりき

---

---

第十八	類 第十七	類 第十六	
一～四 〔略〕	〔略〕	一～十 〔略〕 十一 色紙 <small>いろがみ</small> 写し絵 折り紙 切 り抜き 千代紙 ぬり絵	二・三 〔略〕 (四) Ⅱ 和楽器の部品及び附属品 弦 つめ ばち リード

第十八	類 第十七	類 第十六	
一～四 〔略〕	〔略〕	一～十 〔略〕 〔新設〕	二・三 〔略〕 びわ 横笛 〔新設〕

類	第十九類
五 がま口口金 蹄鉄 <small>てい</small>	一〇十九 「略」 二十 貯蔵槽類（金属製又はプラスチック製のものを除く。） 石製液体貯蔵槽 石製工業用水槽 二十一 「略」 二十二 石製家庭用水槽 石製彫刻 石製郵便受け コンクリート製彫刻 大理石製彫刻 灯ろ

類	第十九類
五 かばん金具 がま口口金 蹄鉄 <small>てい</small>	一〇十九 「略」 二十 貯蔵槽類（金属製又はプラスチック製のものを除く。） 石製液体貯蔵槽 石製家庭用水槽 石製工業用水槽 二十一 「略」 二十二 石製彫刻 石製郵便受け コンクリート製彫刻 大理石製彫刻 灯ろう 墓標及び墓碑

	第二十 類
<p>う 墓標及び墓碑用銘板（金属製のものを除く。）</p> <p>二十三 「略」</p>	<p>一〜八 「略」</p> <p>九 アドバルーン 犬小屋 うち</p> <p>わ 屋内用ブラインド 買物か</p> <p>ご 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭</p> <p>用水槽（金属製又は石製のものを除く。） きやたつ及びはし</p> <p>ご（金属製のものを除く。）</p> <p>工具箱（金属製のものを除く。）</p> <p>） 小鳥用巣箱 ししゅう用枠</p>

	第二十 類
<p>用銘板（金属製のものを除く。）</p> <p>）</p> <p>二十三 「略」</p>	<p>一〜八 「略」</p> <p>九 アドバルーン 犬小屋 うち</p> <p>わ 屋内用ブラインド 買物か</p> <p>ご 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭</p> <p>用水槽（金属製又は石製のものを除く。） きやたつ及びはし</p> <p>ご（金属製のものを除く。）</p> <p>工具箱（金属製のものを除く。）</p> <p>） 小鳥用巣箱 ししゅう用枠</p>

---

---

植物の茎支持具（金属製のもの  
を除く。） 食品見本模型  
すだれ 扇子 装飾用ビーズカ  
ーテン タオル用ディスプレイサ  
ー（金属製のものを除く。）  
つい立て 手持ち式旗ざお（金  
属製のものを除く。） ネーム  
プレート及び標札（金属製のも  
のを除く。） ハンガーボード  
美容院用椅子 びょうぶ 日  
よけ 風鈴 ベンチ ペット用  
ベッド 帽子掛けかぎ（金属製  
のものを除く。） マネキン人

---

---

---

---

植物の茎支持具（金属製のも  
を除く。） 食品見本模型  
すだれ 扇子 装飾用ビーズカ  
ーテン タオル用ディスプレイサ  
ー（金属製のものを除く。）  
つい立て 手持ち式旗ざお（金  
属製のものを除く。） ネーム  
プレート及び標札（金属製のも  
のを除く。） ハンガーボード  
美容院用椅子 びょうぶ 日  
よけ 風鈴 ベンチ ペット用  
ベッド 帽子掛けかぎ（金属製  
のものを除く。） マネキン人

---

---

	<p>第二十 一類</p>
<p>形 木製又はプラスチック製の 立て看板 郵便受け（金属製又 は石製のものを除く。） 揺り かご 幼児用歩行器 洋服飾り 型類 浴室用腰掛け 理髪用椅 子</p> <p>十と十四 「略」</p>	<p>一と十 「略」</p> <p>十一 アイロン台 植木鉢 お守 り おみくじ 化学物質を充て んした保温保冷具 家庭園芸用 の水耕式植物栽培器 家庭用燃</p>

	<p>第二十 一類</p>
<p>形 木製又はプラスチック製の 立て看板 郵便受け（金属製又 は石製のものを除く。） 揺り かご 幼児用歩行器 洋服飾り 型類 理髪用椅子</p> <p>十と十四 「略」</p>	<p>一と十 「略」</p> <p>十一 アイロン台 植木鉢 お守 り おみくじ 化学物質を充て んした保温保冷具 家庭園芸用 の水耕式植物栽培器 家庭用燃</p>

---

---

え殻ふるい 紙タオル取り出し  
用金属製箱 霧吹き こて台  
五徳 小鳥かご 小鳥用水盤  
じょうろ 寝室用簡易便器 石  
炭入れ せっけん用ディスプレイ  
サー 貯金箱 トイレットペー  
パーホルダー ねずみ取り器  
はえたたき 火消しつぼ へら  
台 ペット用食器 ペット用ブ  
ラシ 湯かき棒 浴室用手おけ  
ろうそく消し ろうそく立て

---

---

十二・十三 「略」

---

---

え殻ふるい 紙タオル取り出し  
用金属製箱 霧吹き こて台  
五徳 小鳥かご 小鳥用水盤  
じょうろ 寝室用簡易便器 石  
炭入れ せっけん用ディスプレイ  
サー 貯金箱 トイレットペー  
パーホルダー ねずみ取り器  
はえたたき 火消しつぼ へら  
台 ペット用食器 ペット用ブ  
ラシ 湯かき棒 浴室用腰掛け  
浴室用手おけ ろうそく消し  
ろうそく立て

---

---

十二・十三 「略」



	第二十二 六類	第二十二 二〇二 十五類	十四 昆虫採集箱 昆虫胴乱
七〇十二 〔略〕	一〇五 〔略〕 六 編み棒 糸通し器 かばん金 具 裁縫箱 裁縫用へら 裁縫 用指抜き 針刺し 針箱 被服 用はとめ	〔略〕	

	第二十二 六類	第二十二 二〇二 十五類	〔新設〕
七〇十二 〔略〕	一〇五 〔略〕 六 編み棒 糸通し器 裁縫箱 裁縫用へら 裁縫用指抜き 針 刺し 針箱 被服用はとめ	〔略〕	

第二十 七類	第二十 八類
第二十 〔略〕	一〇五 〔略〕 六 おもちゃ (一)・(二) 〔略〕 (三) 紙製おもちゃ 紙風船 かるた 着せ替え
	(四)〇(九) 〔略〕 七・八 〔略〕 九 運動用具

第二十 七類	第二十 八類
第二十 〔略〕	一〇五 〔略〕 六 おもちゃ (一)・(二) 〔略〕 (三) 紙製おもちゃ 色紙 写し絵 折り紙 紙 風船 かるた 着せ替え 切 り抜き 千代紙 ぬり絵 (四)〇(九) 〔略〕 七・八 〔略〕 九 運動用具

---

---

(一) (六) 「略」

(七) 浮袋 サポーター シーツ  
ー 水泳用浮き板 スケート  
ボード すべり台 縄跳び用  
の縄 バトントワリング用バ  
トン パラグライダー ハン  
ググライダー ぶらんこ ラ  
イン引き ロージン

十 「略」

十一 柄付き捕虫網 殺虫管 毒  
つぼ

---

---

---

---

(一) (六) 「略」

(七) 浮袋 サポーター シーツ  
ー 水泳用浮き板 スケート  
ボード スターターピストル  
すべり台 縄跳び用の縄  
バトントワリング用バトン  
パラグライダー ハンググ  
ライダー ぶらんこ ライン引  
き ロージン

十 「略」

十一 柄付き捕虫網 昆虫採集箱  
昆虫胴乱 殺虫管 毒つぼ

---

---

	第三十 六類	第十五類 九～三	第二十 〔略〕	十二 〔略〕
	一～三十五 〔略〕 三十六 暗号資産の管理 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介、取次ぎ又は代理			

	第三十 六類	第十五類 九～三	第二十 〔略〕	十二 〔略〕
	一～三十五 〔略〕 〔新設〕			

第三十 七・三 十八類	第三十 一〇十二 〔略〕	第九類 十三 一般廃棄物の収集 産業廃棄物の収集	第四十 一〇五 〔略〕 六 廃棄物の分別及び処分 一般廃棄物の分別及び処分 産業廃棄物の分別及び処分
-------------------	--------------------	-----------------------------------	---

第三十 七・三 十八類	第三十 一〇十二 〔略〕	第九類 〔新設〕	第四十 一〇五 〔略〕 六 廃棄物の収集、分別及び処分 一般廃棄物の収集、分別及び処分 産業廃棄物の収集、分別
-------------------	--------------------	-------------	--

四類	第四十	十三類	二・四	第四十	一類	第四十	
十二	一〇十一 〔略〕			〔略〕	十六 録音又は録画 済み記録媒体 の複製	一〇十五 〔略〕	七〇十一 〔略〕

四類	第四十	十三類	二・四	第四十	一類	第四十	
〔新設〕	一〇十一 〔略〕			〔略〕	〔新設〕	一〇十五 〔略〕	七〇十一 〔略〕 及び処分

<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>第四十 五類</p>	<p>一 結婚又は交際を希望する者への パートナーの紹介 婚礼（結 婚披露を含む。）のための施設 の提供</p>
		<p>二〇十三 「略」 十四 着物の着付け</p>
	<p>第四十 五類</p>	<p>一 結婚又は交際を希望する者への 異性の紹介 婚礼（結婚披露 を含む。）のための施設の提供</p>
		<p>二〇十三 「略」 「新設」</p>

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。